

## 射水市教育委員会 8 月定例会次第

日 時 平成 28 年 8 月 29 日 (月)  
午前 9 時  
場 所 下庁舎 201 会議室

### 1 会議録の承認

### 2 事務局長の報告

- (1) 射水市議会 9 月定例会会期日程について 資料 1
- (2) 平成 28 年度 9 月補正予算について 資料 2
- (3) 射水市議会 9 月定例会提出議案について 資料 3

### 4 協議事項

- (1) 教育に関する事務の点検・評価報告書 (平成 27 年度分) について  
【学校教育課、生涯学習・スポーツ課】 資料 4
- (2) 作道小学校放課後児童クラブ室の整備について  
【生涯学習・スポーツ課】 資料 5

### 5 各課等の連絡事項及び報告事項

- (1) 教育委員会行事予定 資料 6

### 6 その他

※ 次回教育委員会の開催日時について  
月 日 ( ) 時 分

平成28年9月射水市議会定例会会期日程（案）

会期12日間

9月 5日(月)	午前10時	本会議	日程第1 会議録署名議員の指名 日程第2 会期の決定 日程第3 市長の提案理由の説明（質疑） 日程第4 予算特別委員会の設置及び議案の付託 日程第5 決算特別委員会の設置及び議案の付託 日程第6 各議案の委員会付託 日程第7 決算特別委員会正副委員長の互選結果報告
	本会議終了後		全員協議会（報告事項説明）
9月 6日(火)			議案調査日
9月 7日(水)			議案調査日
9月 8日(木)	午前10時	本会議	日程第1 代表質問
9月 9日(金)	午前10時	本会議	日程第1 一般質問
9月10日(土)			休 会
9月11日(日)			休 会
9月12日(月)	午前10時	委員会	予算特別委員会
9月13日(火)	午前9時30分	委員会	総務文教常任委員会
	午後1時30分	委員会	民生病院常任委員会
9月14日(水)	午前10時	委員会	産業建設常任委員会
9月15日(木)	午前10時	委員会	予算特別委員会
9月16日(金)	午後2時	本会議	日程第1 委員長報告（質疑、討論、採決） 日程第2 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査

※招集告示 8月29日(月) 午前10時 議会運営委員会  
午後1時30分 全員協議会（議案説明）

発言通告締切 代表質問 9月 5日(月) 午後1時  
一般質問 9月 6日(火) 午後1時

平成28年度9月一般会計補正予算（案）説明書

1 歳入の内訳 （単位：千円）

補正区分	補正額	補正額の主な内訳				
15 款 県支出金 富山県学校体育活動サポート事業補助金	65	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">小学校費補助金</td> <td style="text-align: right;">44千円</td> </tr> <tr> <td>中学校費補助金</td> <td style="text-align: right;">21千円</td> </tr> </table>	小学校費補助金	44千円	中学校費補助金	21千円
小学校費補助金	44千円					
中学校費補助金	21千円					
17 款 寄附金 小学校事業寄附金	300	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">(株)メディカルケア 指定寄附</td> <td style="text-align: right;">100千円</td> </tr> <tr> <td>寺崎敏夫氏 指定寄附</td> <td style="text-align: right;">200千円</td> </tr> </table>	(株)メディカルケア 指定寄附	100千円	寺崎敏夫氏 指定寄附	200千円
(株)メディカルケア 指定寄附	100千円					
寺崎敏夫氏 指定寄附	200千円					

2 歳出の内訳 （単位：千円）

補正区分	補正額	補正額の主な内訳
10 款 教育費 学校図書館活動推進費	300	指定寄附による図書購入（堀岡小、大島小）
教育振興運営費		富山県学校体育活動サポート事業講師謝金
小学校	132	
中学校	65	
スポーツ施設維持管理費	1,590	小杉総合体育センター防球ネット設置工事 （ハンドボール日本リーグ対応）
海竜スポーツランド維持管理費	1,700	ヒートポンプ圧縮機修繕

議案第 号

射水市大島絵本館条例等の一部改正について

射水市大島絵本館条例等の一部を次のように改正する。

平成28年9月 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市大島絵本館条例等の一部を改正する条例

(射水市大島絵本館条例の一部改正)

第1条 射水市大島絵本館条例(平成17年射水市条例第95号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第5条から第7条までの規定、第12条第1項、第13条、第17条及び第19条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第20条第1項第4号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「第4条、第5条、第6条、第7条」を「第4条から第7条まで」に、「射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に、「教育委員会の」を「市長の」に、「教育委員会が」を「市長が」に、「教育委員会とある」を「市長とある」に改め、「と読み替えるもの」を削る。

第21条中「教育委員会」を「市長」に改める。

別表中「教育委員会」を「市長」に改める。

(射水市陶房「匠の里」条例の一部改正)

第2条 射水市陶房「匠の里」条例(平成17年射水市条例第96号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第5条から第9条までの規定及び第16条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第17条第1項第4号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に、「教育委員会の」を「市長の」に、「教育委員会が」を「市長が」に、「教育委員会とある」を「市長とある」に改め、「と読み替えるもの」を削る。

第18条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第20条中「教育委員会が」を削る。

(射水市小杉展示館条例の一部改正)

第3条 射水市小杉展示館条例(平成17年射水市条例第100号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第5条から第8条までの規定及び第16条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第17条第1項第4号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に、「教育

委員会の」を「市長の」に、「教育委員会が」を「市長が」に、「教育委員会」とある」を「市長」とある」に改め、「と読み替えるもの」を削る。

第18条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第20条中「教育委員会が」を削る。

(射水市竹内源造記念館条例の一部改正)

第4条 射水市竹内源造記念館条例(平成17年射水市条例第101号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第5条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2号中「12月28日」を「12月29日」に改める。

第6条から第9条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条中「教育委員会が」を削り、同条を第16条とし、第12条の次に次の3条を加える。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に記念館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 前条の規定により指定管理者に記念館の管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 記念館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 記念館の使用の許可等に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、記念館の管理に関し市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第4条から第9条までの規定の適用については、第4条中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第5条中「市長が特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」と、第6条から第9条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、法令、条例その他市長の定めるところに従い、適正に記念館の管理を行わなければならない。

(射水市新湊中央文化会館条例の一部改正)

第5条 射水市新湊中央文化会館条例(平成17年射水市条例第115号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第4条から第6条までの規定、第12条第1項、第13条、第17条及び第19条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第20条第1項第4号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「第3条、第4条、第5条、第6条」を「第3条から第6条まで」に、「射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に、「教育委員

会の」を「市長の」に、「教育委員会が」を「市長が」に、「教育委員会」とある」を「市長」とある」に改め、「と読み替えるもの」を削る。

第21条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第23条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(射水市小杉文化ホール条例の一部改正)

第6条 射水市小杉文化ホール条例(平成17年射水市条例第116号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第5条から第7条までの規定、第13条第1項、第14条、第18条、第20条及び第21条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第22条第1項第4号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「第4条、第5条、第6条、第7条」を「第4条から第7条まで」に、「射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に、「教育委員会の」を「市長の」に、「教育委員会が」を「市長が」に、「教育委員会」とある」を「市長」とある」に、「教育委員会」及び」を「市長」及び」に改め、「と読み替えるもの」を削る。

第23条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第25条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(射水市大門総合会館条例の一部改正)

第7条 射水市大門総合会館条例(平成17年射水市条例第117号)の一部を次のように改正する。



第4条ただし書中「射水市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条第1項、第6条、第13条、第16条第2項及び第17条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条第1項第4号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「第4条、第5条、第6条」を「第4条から第6条まで」に、「射水市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に、「教育委員会の」を「市長の」に、「教育委員会」とあるを「市長」とあるに改め、「と読み替えるもの」を削る。

第19条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（射水市正力・小林記念館条例の一部改正）

第8条 射水市正力・小林記念館条例（平成17年射水市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「射水市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条第1項第2号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「射水市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に、「指定管理者」を「指定管理者」に、「教育委員会の」を「市長の」に改め、「と読み替えるもの」を削る。

第7条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条中「教育長」を「市長」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成28年10月11日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、次の各号に掲げる規定によりなされた処分、手続その他の行為は、当該各号に定める条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- (1) 第1条の規定による改正前の射水市大島絵本館条例の規定 第1条の規定による改正後の射水市大島絵本館条例
- (2) 第2条の規定による改正前の射水市陶房「匠の里」条例の規定 第2条の規定による改正後の射水市陶房「匠の里」条例
- (3) 第3条の規定による改正前の射水市小杉展示館条例の規定 第3条の規定による改正後の射水市小杉展示館条例
- (4) 第4条の規定による改正前の射水市竹内源造記念館条例の規定 第4条の規定による改正後の射水市竹内源造記念館条例
- (5) 第5条の規定による改正前の射水市新湊中央文化会館条例の規定 第5条の規定による改正後の射水市新湊中央文化会館条例
- (6) 第6条の規定による改正前の射水市小杉文化ホール条例の規定 第6条の規定による改正後の射水市小杉文化ホール条例
- (7) 第7条の規定による改正前の射水市大門総合会館条例の規定 第7条の規定による改正後の射水市大門総合会館条例
- (8) 第8条の規定による改正前の射水市正力・小林記念館条例の規定 第8

条の規定による改正後の射水市正力・小林記念館条例

- 3 第4条の規定による改正後の射水市竹内源造記念館条例第13条の規定により、射水市竹内源造記念館（以下この項において「記念館」という。）の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が記念館の管理を行うこととされた期間前に第7条の規定によりした許可又は同条の規定によりなされた申請は、当該指定管理者がした許可又は当該指定管理者になされた申請とみなす。

## 議案第 号

### 射水市大島絵本館条例等の一部改正について

#### (説明)

新庁舎開庁時における行政組織機構の改編に伴い、教育委員会が所掌する芸術文化の振興に関する事務を市長部局に移管するため、関係条例の規定の整備を行うとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、射水市竹内源造記念館（以下「竹内源造記念館」という。）の管理を指定管理者に行わせることができるようにするため、所要の改正を行うもの。

#### 1 改正内容

- (1) 次に掲げる条例のうち、教育委員会に係る規定を市長に改正するもの。
  - ア 射水市大島絵本館条例（平成17年射水市条例第95号）
  - イ 射水市陶房「匠の里」条例（平成17年射水市条例第96号）
  - ウ 射水市小杉展示館条例（平成17年射水市条例第100号）
  - エ 射水市竹内源造記念館条例（平成17年射水市条例第101号）
  - オ 射水市新湊中央文化会館条例（平成17年射水市条例第115号）
  - カ 射水市小杉文化ホール条例（平成17年射水市条例第116号）
  - キ 射水市大門総合会館条例（平成17年射水市条例第117号）
  - ク 射水市正力・小林記念館条例（平成17年射水市条例第121号）
- (2) 竹内源造記念館に係る指定管理者制度の導入に対応するため、指定管理者による管理規定を追加するもの。
- (3) 竹内源造記念館の年末年始の休館日を12月29日から翌年1月3日までに改正するもの。

#### 2 施行期日

平成28年10月11日

報告第 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成28年8月17日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

和解及び損害賠償額の決定

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
25	平成28年8月17日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 75,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 草刈り機による物損事故 発生日 平成28年7月8日 場 所 射水市立小学校

報告第 号

専決処分の報告について

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

和解及び損害賠償額の決定

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
25	平成28年8月17日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 75,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 草刈り機による物損事故 発生日 平成28年7月8日 場所 射水市立小学校

議案第 号

射水市立学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について

射水市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年9月 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

射水市立学校体育施設の開放に関する条例（平成18年射水市条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表1 堀岡小学校の項中「グラウンド」の次に「、夜間照明施設」を加える。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

議案第 号

射水市立学校体育施設の開放に関する条例の一部改正について

(説明)

堀岡小学校グラウンドに夜間照明施設が新設されることに伴い、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

堀岡小学校の開放施設に夜間照明施設に係る規定を追加するもの。

2 施行期日

平成28年10月1日



教育に関する事務の点検・評価報告書（平成27年度分）の概要

【学校教育課】

番号	基本的施策	評価	主な取組実績	ページ
1	確かな学力の定着	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学力向上委員会を開催し、全国学力・学習状況調査等の結果分析と学力向上に対する取組を企画・実践した。</li> <li>・学習サポーター35人、チームティーチング指導員8人を配置し、きめ細かな学習指導と生活指導を行い学習意欲の向上につなげた。</li> <li>・学校図書館蔵書の充実と図書館職員・図書館を活用した授業を実施した。</li> </ul>	5
2	心身ともに健やかな子どもの育成	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒理解や学級状況の把握のため、学級診断尺度調査(Q-U調査)を実施した。</li> <li>・市スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの効果的な配置と活用による児童生徒・保護者・教職員の悩み、不安等の心の問題の改善と解決を図った。</li> <li>・不登校児童生徒数が前年比16人減少した。</li> </ul>	9
3	特別支援教育の充実	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援が必要な児童生徒への対応として学習サポーター35人を効果的に配置した。</li> <li>・児童生徒の実態に応じた特別支援学級の開(閉)級を進めた</li> <li>・小中学校統一した個人記録票を作成し、小中一貫した支援や指導を実施した。</li> </ul>	16
4	郷土愛を育む教育の推進	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副読本「ふるさと射水」「ふるさと射水」等を活用した、ふるさと学習に取り組み、地域に誇りがもてるよう意識付けた。</li> <li>・社会に学ぶ14歳の挑戦を310カ所の事業所の協力のもと実施した。</li> <li>・積極的に環境教育に取り組み、環境に対する意識を高めた。</li> </ul>	17
5	安全教育の推進	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災や地震、津波、風水害、不審者等に備えた避難誘導訓練と緊急時の対処法の習得に取り組んだ。</li> <li>・関係機関等と通学路危険個所の合同点検を実施し、危険個所の改善を図った。</li> </ul>	19
6	グローバル人材育成のための基盤づくり	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全小学校に国語と算数のデジタル教科書(指導者用)を整備した。</li> <li>・全小中学校に外国語指導助手(ALT)、外国語活動指導員を配置し英語教育の充実を図った。</li> </ul>	20
7	信頼される教育の推進	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校行事や教育活動等を学校便り等で保護者、地域へ積極的に発信した。</li> <li>・教員の資質向上のための研修の実施や「マイスター教員」を認定し、優れた指導力を市内若手教員等に広めた。</li> </ul>	23
8	幼児教育の充実	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校区ごとに、幼稚園・保育園等と小学校の交流を実施し、子どもの発達や対応に関する情報共有を図った。</li> <li>・幼稚園教諭、保育士間相互に教育・保育を参観し、指導のあり方についての議論を深めた。</li> </ul>	25
9	学校施設の整備推進	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より良い教育活動が行われるよう、その安全性・機能性に配慮した改修・修繕工事を実施した。</li> <li>・一部事業の内、国庫補助不採択により事業の実施を見送った。</li> </ul>	27

基本的施策の評価

凡例 A 順調に進んでいる B 概ね順調に進んでいる  
C やや遅れている D 遅れている

教育に関する事務の点検・評価報告書（平成 27 年度分）の概要

【生涯学習・スポーツ課】

番号	基本的施策	評価	主な取組実績	ページ
10	家庭における教育の充実	A	・じいちゃんばあちゃんの孫育て談義開始から 3 年目を経過し、12 の地域振興会で実施した。 ・家庭教育支援講座は平成 26 年度に引き続き「富山大学地域連携推進機構生涯学習部門」と連携したことで、講義内容が充実した。	29
11	地域における教育の充実	A	・放課後子ども教室は、土曜学習推進事業に移行した金山小学校においても新たに学習系サークルを設置(15 教室/15 小学校)した。	31
12	生涯学習推進体制の充実	B	・生涯学習推進事業を全 27 地域振興会へ委託し、コミュニティセンターにおいて地域の要望・特色に応じた講座・学級を開設した。	33
13	生涯学習関連施設の充実	A	・「小杉勤労青少年ホーム」と「働く婦人の家」を統合し、新たに「生涯学習センター」を設置した。 ・「生涯学習センター」は従来の施設に比べ開館日数、開館時間を拡大し、加えて利用時間を細分化するなど利用しやすい運営形態に変更した。	35
14	芸術文化活動の推進	A	・小杉焼及び関係資料を新たに 30 点収集し所蔵品の充実を図った。 ・新湊博物館では国立近代美術館名品展を開催するなど施設の特性を生かした催しを開催した。	37
15	芸術文化施設の充実	A	・県外の絵本美術館と広域的な連携事業を実施した。 ・新湊中央文化会館の館内補修工事や陶房「匠の里」の電気窯の修繕など、老朽化した設備の修繕を実施した。	39
16	文化財の保存と活用	A	・これまでの埋蔵文化財調査での記録資料等を再整理するとともに、「弥生・古墳時代の射水」を刊行し、総合的な情報と活用機会の充実を図った。 ・地域の歴史解説看板を設置し、歴史と文化が薫るまちづくり事業を推進した。	41
17	スポーツ・レクリエーション活動の推進	A	・富山マラソン 2015 では地域の特性を活かした射水らしい沿道応援を実施した。 ・合併 10 周年記念事業として、特別巡回ラジオ体操会を開催し、市民 3,000 人の参加及びラジオ生放送を通して射水市を全国にPRした。	43
18	スポーツ・レクリエーション施設の整備	B	・新湊総合体育館において、スポーツ振興くじ助成を活用し、プロバスケットボールの公式試合に対応できるゴール1対を設置した。	46

基本的施策の評価

凡例 A 順調に進んでいる B 概ね順調に進んでいる  
C やや遅れている D 遅れている

## 作道小学校放課後児童クラブ室の整備について

生涯学習・スポーツ課

## 1 経緯等

平成28年4月から既存の道の子学級を分割し、適正な規模の確保に努めているが、さらなる放課後児童対策の充実を図るため、小学校敷地内に新たに2学級対応の放課後児童クラブ専用室を整備する。

平成14年4月 作道小学校内余裕教室 道の子学級開設

平成28年4月 児童数の増加に伴い、分割実施

校舎内余裕教室を道の子学級A

現作道コミュニティセンター2Fを道の子学級B

## 2 概要(案)

(1) 所在地 射水市作道913番地 作道小学校敷地内

(2) 構造 軽量鉄骨造 平屋建

(3) 延床面積 214.97㎡

室名	面積	備考
専用室	140.14㎡	70.07㎡×2学級(定員42×2学級)
事務・静養室	21.14㎡	共通
収納室	6.26㎡	3.13㎡×2学級
男子トイレ	8.95㎡	小2 洋1
女子トイレ	8.95㎡	洋3
玄関	15.40㎡	共通 下駄箱、カッパ掛
廊下	14.13㎡	共通
計	214.97㎡	

※配置図、平面図、立面図(別紙)のとおり

(4) 予算額 66,939千円

(5) 設置主体 射水市

(6) 運営主体 道の子学級運営委員会

## 3 スケジュール(予定)

28.4～7末 実施設計

8～9末 開発許可及び確認申請手続き

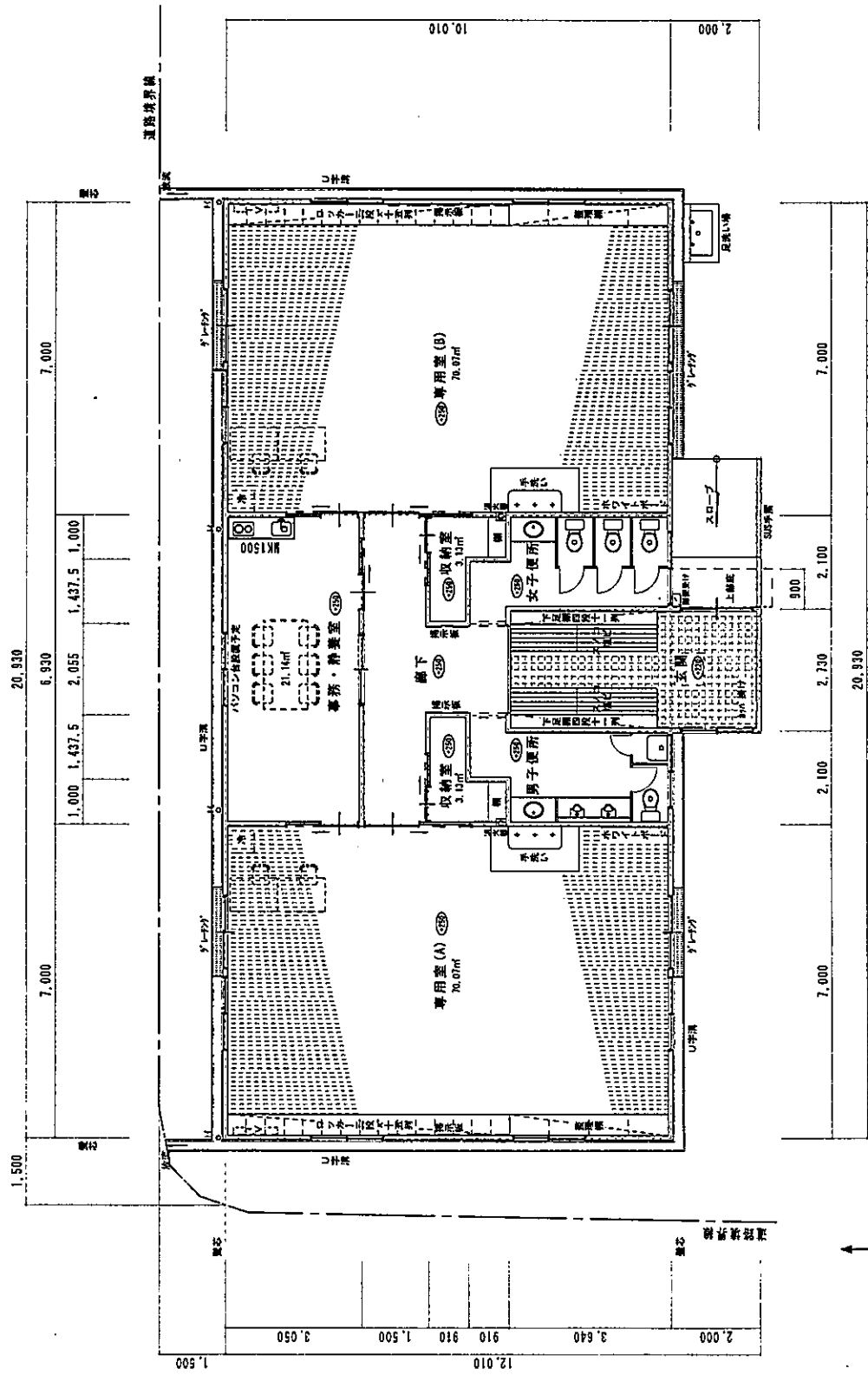
8.23 指名委員会

9.14 入札

入札後～29.2末 建築工事

29.4 供用開始



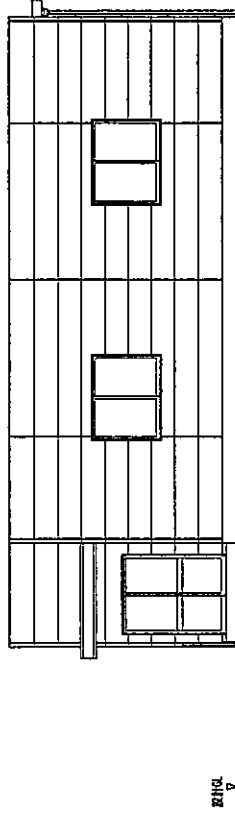


平面図 1 : 100 床面積 214.97 m<sup>2</sup>

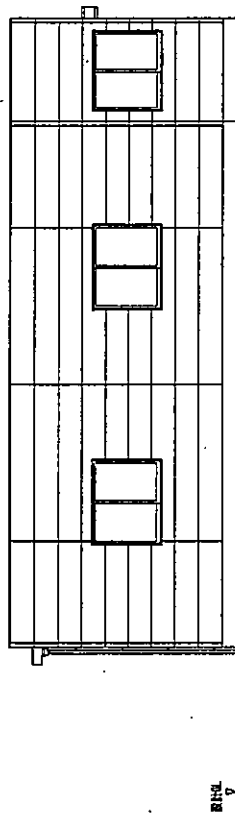
2016.07.	工事名 射水市立作道小学校放課後児童クラブ室新築工事	縮尺 1 : 100	図名 平面図	海老建築設計事務所 〒914-082 富山県射水市 永木 804-3 TEL 816-44-3735 FAX 816-44-3719 一級建築士 第-11014号 海老 正樹	図番 A-09
----------	-------------------------------	---------------	-----------	--	------------

立面図 1:100

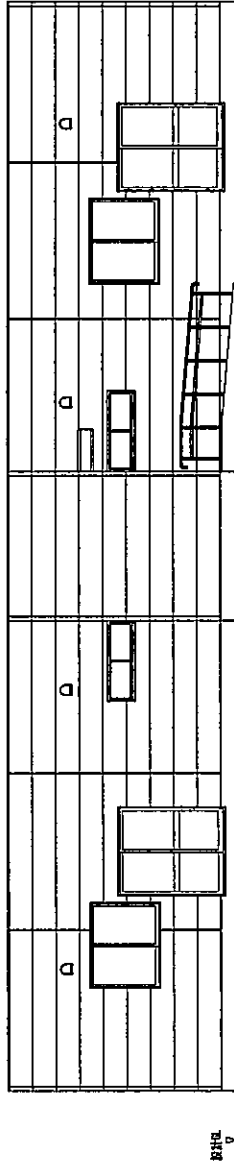
※ 中間壁物はH=4.425mであり、建部斜縁表材は(6.35+1.00)m x 1.5=11.025mより低く、隣地境界斜縁表材は31.00mより低いのを省略する。



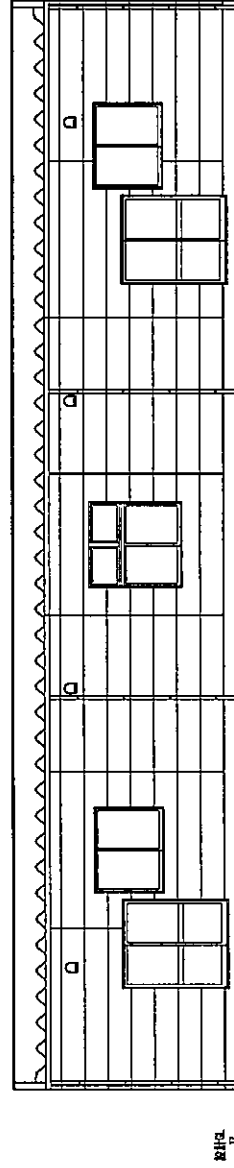
東面



西面



南面



北面

2016.07.

立部名  
射水市立作道小学校放課後児童クラブ室新築工事

縮尺  
1:100

海老建築設計事務所  
一級建築士事務所  
〒934-0952 富山県 射水市 松木 894-3  
TEL 0186-44-3725 FAX 0186-44-3729

(国土交通大臣登録)  
一級建築士 第一14034号 海老 五博

図番  
A-11

平成 28 年 9 月 の 主 な 行 事 予 定

資料 6

日 曜	時 間	場 所	行 事 予 定	主 務・関 連 課	教 育 委 員 出 席
1 木		市内幼稚園・小中学校	第2学期始業式	学校教育課	
2 金					
3 土		市内中学校	中学校運動会(新湊、新湊南部、射北、小杉、小杉南、大門)	学校教育課	
4 日	9:00	滑川市総合体育センター 他	富山県スポーツ推進委員フェスタ	生涯学習・スポーツ課	
5 月					
6 火					
7 水					
8 木					
9 金					
10 土		アルビス小杉総合体育センター会議室	射水市科学展覧会 ～11日	教育センター	○
	13:30	大門総合会館大ホール	ホールシネマ 喝采	生涯学習・スポーツ課	
		千曲市	スポーツ少年団交流事業 ～11日	生涯学習・スポーツ課	
11 日	8:30	パークゴルフ南郷	第10回全国パークゴルフ交流大会in射水	生涯学習・スポーツ課	
	10:00	大島絵本館	全国絵本ミュージアム会議	大島絵本館	○
12 月					
13 火					
14 水					
15 木					
16 金	10:00	新湊博物館エントランスホール	郷倉千韜展オープニング式典	新湊博物館	○
17 土	9:00	小杉社会福祉会館	ふる里再発見ウォーキング(旧北陸道・小杉)	生涯学習・スポーツ課	
18 日					
19 月	14:00	高周波文化ホール	日本近代古典傑作選「お国と五平」「息子」	生涯学習・スポーツ課	
20 火					
21 水					
22 木		新庁舎	新庁舎落成式・内覧会		
23 金					
23 金					
24 土	10:00	射水市商工会館	旧北陸道アートin小杉 ～25日	生涯学習・スポーツ課	
	13:00	小杉社会福祉会館	全国鰻絵サミットin射水	生涯学習・スポーツ課	○
25 日	9:00	砺波市庄川町方面	全国鰻絵サミットin射水(鰻絵見学バスツアー)	生涯学習・スポーツ課	
26 月					
27 火					
28 水					
29 木					
30 金					

展示等

自	至	展示名	自	至	場所	展示名
9/1	9/11	陶房「匠の里」赤川焼 野村 彰展				
9/16	9/29	陶房「匠の里」八乙女窯 花嶋伊都子展				
7/1	9/11	新湊博物館 語り継がれた不思議展				
9/16	11/23	新湊博物館 郷倉千韜展				

平成 28 年 10 月の主な行事予定

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	土					
2	日		右記小学校	学習発表会(中太閤山、大門、下村小学校)	学校教育課	
		15:00	大門総合会館大ホール	林家木久蔵落語家20周年記念親子二人会	生涯学習・スポーツ課	
3	月		各事業所	社会に学ぶ「14歳の挑戦」(新湊、新湊南部、射北中学校) ~7日	学校教育課	
		9:00	陶房「匠の里」	陶友会作品展 ~10日	陶房「匠の里」	
4	火					
5	水					
6	木					
7	金					
8	土	9:00	陶房「匠の里」	焼きもの祭り ~10日	生涯学習・スポーツ課	
9	日		右記小学校	学習発表会(放生津小学校)	学校教育課	
		13:00	新湊博物館	展示解説	新湊博物館	
10	月					
11	火					
12	水	10:00	新湊農村環境改善センター	古文書講座教室第1回	新湊博物館	
13	木					
14	金					
15	土		右記小学校	学習発表会(大島小学校)	学校教育課	
16	日		右記小学校	学習発表会(新湊、作道、片口、堀岡、東明、歌の森、太閤山小学校)	学校教育課	
17	月					
18	火					
19	水	10:00	新湊農村環境改善センター	古文書講座教室第2回	新湊博物館	
20	木					
21	金					
22	土		右記中学校	文化活動発表会(新湊南部中学校)	学校教育課	
23	日		右記小学校	学習発表会(塚原、小杉、金山小学校)	学校教育課	
			右記中学校	文化活動発表会(新湊、射北、大門中学校)	学校教育課	
		13:00	新湊博物館	展示解説	新湊博物館	
24	月					
25	火					
26	水	10:00	新湊農村環境改善センター	古文書講座教室第3回	新湊博物館	
28	金					
29	土		右記中学校	文化活動発表会(小杉、小杉南中学校)	学校教育課	
		10:00	射水市中央公民館第3研修室	第2回射水市家庭教育支援講座	生涯学習・スポーツ課	
30	日		高岡市~射水市~富山市間	富山マラソン2016	生涯学習・スポーツ課	
		9:30	新湊博物館	呈茶会	新湊博物館	
31	月					

展示等

自	至	場所	展示名	自	至	場所	展示名
10/15	10/27	陶房「匠の里」	有磯窯 五島彰二展				
9/16	11/23	新湊博物館	郷倉千鞠				